

# 中國の土地改革と工業化

村 松 祐 次

## I

1952年に出版された J. K. Fairbank の “A Documentary History of Chinese Communism” は、アメリカで出た書物だから、共産主義の少數者支配 (élitism) や思想統制に對しては、當然に鋭く批判的であるが、しかし同時に中國の共産主義の發展を、單にソ連やコミニテルンの機能として見るのでなく、共産主義は中國の歴史的な context の中で、中國人や中國の社會の要求に適合したからこそ、その限りで擴大し得たので、その意味ではアメリカは共産主義、延いては中國の共産主義に、倫理的な是非の判断を下し、これを否定してばかりいずに、むしろ中國史の固有の關連の中で、これを「理解」することに努むべきだと言う、その限りで誠に尤もな主張を基にして書かれている。その爲に Fairbank は、中國共産黨やコミニテルンの公式方針 (party lines) を、40 の Key documents の照合と考證との中に跡づけ、それによって中國共産主義の發展は必ずしもスターリンやコミニテルンの指示に従がうことによってのみ、もたらされたものではなく、むしろ共産國際からの指示はしばしば中國の現實とソゴシ、かえって黨の主流から比較的離れていた毛澤東が、土地革命を通じて農民を起動し組織して、瑞金ソビエットを建設することによって、共産主義は初めて中國に現實的な足場をもったのだと指摘している。なるほど 1920 年から 30 年へかけての中共の指導者であった陳獨秀や李立三は、コミニテルンやソ連との密接な連繫の下に、國民黨との連合を實現し、都市中心の武裝暴動工作を實行したが、いずれもみじめな失敗に終り、陳は「右傾日和見主義者」、李は「左傾冒險主義者」として、コミニテルンからも批判し去られた。他方

1927 年以來奥地で農民の土地暴動を指導し、貧農や農村無產者の中に、「革命の先鋒」を見ていた毛澤東は、1930 年頃まで、特に 1927 年夏までは、やはり黨の中樞部から、多少離れた少數派的存在だったのであるから、Fairbank のような見方が成立する餘地は充分にありそうである。いずれにせよ土地改革が、瑞金ソビエットの建設にいたる黨勢の擴大や、或る意味でこれと似通った點のある、戰後國共内戰期の「人民民主主義」勢力の發展に、大きな意義をもつたことは疑を入れる餘地がない。

恐らく貧農を中心とする土地所有權平等化の要求は、知識層を中心とする民族獨立への渴求とともに、中國革命を推進した、2 つのもっとも基本的な動因だったと言えるであろう。勿論農民の困窮、したがって絶えざる暴動化の可能性や、知識層の中華主義 (ethnocentrism)，したがって自國文化への異常なまでの自負とほこりの感情は、儒教的な傳統の中で形成されて、現代中國へ繼承された、古い、昔からの事態なのであるから、それが特に 1920 年以後、新らしい中國革命の動因として、はたらきだしたのは、外からの影響による所が多いことも認めなくてはならぬ。日本の場合とは少しちがった意味で、農民と知識層とは、傳統的に中國では最も革命的な階層だった。舊中國の（儒教的な）知識層は、權力者の師傅として、或はその退化した形、官僚として、積極的に政治に參與する志向と資格を傳統によって與えられており、加うるに舊中國の王朝權力は、そのような儒教的知識人の協力と指導によって、「天命」を確保し得た間だけ、權力を行使する「權威」を與えられる、と言う教政的基礎理念の上に立っていた。當然に天命が推移すれば、王朝の支配は革命によって打倒されなくてはならない。しかもそのよう

な天命の推移は、「民心」の歸趣によって豫言され、暴動の成果によって證明せられることになっていたから、儒教的な知識人は屢々そのような暴動そのものの現實の組織者にもなり、民心の推移を形成する農民と、これを組織化し理論づける知識層とが、最も革命的な階層にならざるを得なかったのである。

しかし反面から言うと儒教的な傳統は、そのようにして革命を是認し、知識層や農民の革命への參加を裏づける一面、正にそのことによって、彼等の革命行動を「易姓革命」の框の中にとじこめ、傳統によって豫定されたるコースを反復せしめる事になった。革命的傳統の存在によって、かえって革命が傳統的革命になり、靜態的循環をくりかえすことになったのだ、と云ってもよい。

だからそれを全く新らしい意味の革命、そのような傳統そのものの變革の動因とする爲には、やはり 19 世紀以來の西洋からの政治經濟的なインパクトや、思想的影響や、それによる傳統の否定と再生とが必要であった。列強の帝國主義的進出や、國內治安の動搖が極まって、王朝統治の體制が崩潰し（1911 年）、昔からの知識層の社會的地位はうけつぎながら、内面的には反儒教的、反帝的な志向をもった新しいインテリゲンチャが行動を起し（1919 年）、さらにレニンの理論的擴充を経て、後進國向きに考え直されたマルキシズムの變革理論が導入（1920 年）されて、はじめて中國は大きく變化し出すのである。

そしてその場合、帝國主義列強と、「地主ブルジョア政權」と、經濟社會層としての地主や有產者との連合に對する共同の鬪争と云うスロオガンの下に、元來結合の傳統的基盤をもった、反地主的な農民の勢力と、反帝的な知識層の要求とが結合し、そこに新らしい黨組織や黨軍組織を生成させる可能性を開いた所に、中國における人民民主政權の成立を準備した、第 1 の基礎があったと云うべきであらう。

だから土地改革が中國革命の中で果した役割は、元來はそのような農民暴動の波浪の中で、中國人口の大部分を占める農民が、農民と無產者との政權を守り、その敵を打倒すると言う、政治的なもの

であったのである。それが最近、特に 1948—49 年頃から、土地改革の經濟的意義、わけても農業生産力の上昇や、工業化の促進に對する効果が、しきりに論ぜられる。そのような變化はどのようにして起ったか、これがこの小文で、明かにしようとする主題である。

## II

所で中國の土地改革と、生産力發展や工業化との關連を考えようすれば、少くとも 2 つの面について考えなくてはならない。すなわち、(イ) 中國の土地改革の目標として、農業生産力の發展や工業化の課題が、土地法その他の黨文件にあらわれたのは、何時、どのようにしてあるか、(ロ) そのような目標の推移は何によるものか、又現實に土地改革は、中國の生産力擴充や工業化に、現にどのような影響を及ぼしているか、である。そしてその意味で先ず注目されなくてはならないのは、中國で土地の沒收と再分配の工作がもっとも強力に推進された 2 つの時期、(1) 1927—1934 年の瑞金ソビエットを中心とする時期と、(2) 1947—1952 年の戰後の時期との間に見られる、(a) 土地改革の目標と(b) 土地改革の方式との大きな變化であらう。幸にこの間には、1931 年の中華ソビエット一全大會で採擇せられた「中華ソビエット土地法」、1947 年 10 月に發表された「中國土地法大綱」、1950 年 6 月に公布された「中華人民共和國土地改革法」等をはじめ、多數の關係黨史料があって、そこに示された土地改革の構想を跡づけることには何等の困難を感じない。先ずそこに瑞金ソビエットや、人民政權の土地改革の構想をあとづけることによって、次第にそのような變化をもたらした、中國の現實の推移に接近したい。

言うまでもなく土地改革は、直接には、土地所有權分配のかたよりを是正し、これを平等化するために地主や土豪の土地を沒收し再分配しようとする工作であるが、しかしそれが中國社會にもたらすべき効果、あるいはその目標として掲げられている所は、特に次の 2 つである。(イ)「封建的」な土地制度を消滅させ、封建的な政治勢力から經濟的な基盤を奪い、これを打倒すること、(ロ) 農

民的土地所有の體制を實現し、農業生産力を「封建的」な框から解放し、中國の工業化への路を開くこと。上記の二つの時期について云えば、1927—1934年には、土地革命の目標は、主として(イ)のようなものと考えられ、それが戰後、特に1949年頃から、(ロ)の目標を中心とするものに、變化して行っていると思う。

勿論マルキシズムの理論によれば、土地と農民との「封建的」體制からの解放は、農業生産力の上昇によって促がされ、又より一層の上昇を準備するはずのものであるから、この2つの目標は表裏一體となって、緊密に結合したものとして設定せらるべきで、2つに分けて2つの時期に追求せらるべきではない。しかし中國の土地改革の展開の経過を見ると、この2つは別々に、相次いで、土地改革の主要な目標として取り上げられている。

すなわち瑞金ソビエットの憲法や土地法によれば、土地革命は「外國資本の鐵鎖を切斷すると共に、國民黨政權を顛覆する唯一の手段」(「中華ソビエット土地法」前文)であり、又土地の再分配の効果としては、何よりも「徹底的な農民生活の改善」(「憲法」6條)が挙げられる。それは第1に「帝國主義と地主・ブルジョア政權」との支配を推翻するための鬪争の主要形式なのであって、従って後に土地改革の目標としてしきりに唱道される、農業生産力の上昇や工業化の課題は、卑見の範圍では、瑞金ソビエット時代には土地法關係の史料にはどこにも見當らない。

1947年の「土地法大綱」にも、特に生産力の引上げや工業化が土地改革の目標とはせられないが、しかしこれと同時に採擇された、「中國土地法大綱發表に關する決議」(1947.X.10)によれば、封建的な收奪に基づく農民大衆の過度の貧困こそは、中國の後進性の根因であり、中國の民主化・工業化・獨立化・富裕化に對する根本的な障害だとするのであるから、土地の再分配による「農民的土地所有」確立の目標は、瑞金ソビエットの場合よりもはるかに、ひろいものをめざしているのである。更に1950年の「中華人民共和土地改革法」になると、その第1條は明瞭に「封建的剥削を行なう地主的土地所有を廢除し、農民的土地所有制

を實現すること」により、「農村生産力を解放し、農業生産を發展せしめ、新中國の工業化への路をひらく」旨を明瞭に規定するのであって、土地制度の改革ははっきりと、生産力昂揚のための前提だとされているのである。これは1949年、新らしい人民政府の成立を準備した「人民政治協商會議共同綱領」の第27條が、「土地改革は生産力の發展と國家工業化の必要條件である」と言い、又この「土地改革法」の採擇された1950年6月の政治協商會議2次會議で劉少奇が行った「土地改革問題に關する報告」が、「土地改革の目的は單純に窮苦の農民を救濟することにあるのではなく…新中國の工業化のために路を開くことにある。農業生産が大きく發展し、新中國の工業化が實現され、…最後には社會主義に向かう發展の中に於てのみ、農民貧苦の問題は最終的に解決せられるのであって、只單に土地改革を實行しただけでは、農民の困窮は部分的には解決せられても、全面的には解決せられない。」と言うのと照應して、中國の土地改革に生産力の昇揚や工業化の推進が、新らしい課題としてつけくわえられたことを示すものといえるのである。

### III

ところでそのような土地改革の目標の變化は、同時にそれに伴なって土地改革實行の方式にも少からぬ變化をもたらした。その著しいものは、地主や富農、特に富農に對する態度の緩和と、土地改革工作への新政權の指導および統制の強化である。

1931年の「中華ソビエット土地法」では、地主は「軍閥」や「豪神」と共に、一切の土地・建物および動産を、即時無償で沒收せられるばかりでなく、そのような沒收地・沒收財產のソビエットを通じての分配に際しても、これに參與することを許されなかった。(中ソ土地法、第1條、第8條)。又一切の地主の債權は、土地の再分配と同時に消滅せしめられ、農民自身の發意による場合でも、地主の舊所有地の回復は、きびしく禁止せられた(第9條)。又富農についても、その「特性は、地主的であって、高利貸を兼ねるもの」であるとして、

その所有地を没収し、只自耕を條件として貧雇農のみの分配に與からしめるのみであった（第3條）。

これに對して 1947 年の中國土地法大綱では、地主やその家族にも沒收財産や土地の均分に與からせ（同大綱 10 條），さらに 1950 年の「土地改革法」では、地主の兼營する工商業財産の沒収を禁じ（同法第 4 條），又富農については、その自耕地、および雇傭労働力による自營地は、沒収分配の對象とせず（第 6 條），他人に出租して小作料を取る小作地についてさえ、その面積が自耕地又は自營地の面積を超えない限り、そのまま保有せしめることに定めている（同條）。

土地法上における地主や富農の處理が、そのように緩和されただけではない。特定の郷村の内部で、どこまでを具體的に「地主」と認定し、「富農」と判定するかは、中國の如く中小地主が多く地主と富農、富農と中農との區分のつきにくい國の場合には、かなりむずかしい問題であるが、この點についても、瑞金ソビエットが、くりかえし「査田」（階級區分のための土地所有高検査）を發動し、次々に「地主」所有地や、「富農」財産を摘出し沒収して行ったのに對して、1948 年以後は、「土地改革における階級分析を行う場合に、不必要に廣い範囲の勤労者を、地主・富農として區分」し、土地工作の「攻撃正面」を徒らに擴大し、「封建制度に對する統一戰線」の結成を妨げる傾向のあったことが批判され（例えば毛澤東：「晉綏幹部會議における講話」），又土地改革に際して地主の商工業財産を侵害して、商工業の復興、發展を妨げた事實が指摘されて、この面でも少からぬ緩和があったことを推察せしめる。

そのような土地改革の緩和（言葉は適當でないが）と併行して、著しいのは土地改革に對する政府の指導や統制の強化である。瑞金ソビエット時代の土地暴動も、紅軍やソビエット政權の指導や援助に裏づけられてはいたが、しかしそれは何よりも立上る貧農自身の暴動發起力を中心にし、それを擴大させ組織することに、重點を置いていた。1927 年に毛澤東自身が書いた「湖南農民運動考察報告」が、そのような農民の暴動化を、「行きす

ぎ」だとする武漢政府（それには陳獨秀やボロジンも當時參加していた。）に對して、革命は『從容迫らず文質彬々』たるものではない、革命は暴動であって、一階級が他の階級を推倒する激烈な行動なのだから、土地革命もはげしい暴動的な經過を取るのは當然で、「行きすぎこそ革命の要求する所」だと言っているのは、この時期の毛澤東の土地改革に對する態度を、はっきり示している。戰後になっても國共内戰の再開と共に、1946 年の 5・4 指示が土地の沒収と再分配の工作を指令するやいなや、東北・華北の各地で、地主を打ち殺し、債務證書を焼き、過去の收奪を「清算」させると言うような、はげしい實力行為が起ったのは、瑞金ソビエット時代の土地改革の過程をくりかえしたものといえる。

それが大きく變えられたのは、前にもふれた毛澤東の「晉綏幹部會議における講話」（1948, 4 月）位からのようである。毛澤東はこの「講話」の中で、土地改革における右翼的偏向、つまりそれをきびしく實行しないことを戒めるとともに、不必要に暴力を用い、「よい地主」と「悪い地主」の區別なしに、亂打亂殺し、便乘的復讐が行なわれたことを批判し、黨が大衆を教育し指導しようとせず、「大衆の欲する列に従おう」として、單に暴動的な經過に追隨して行ったことを、左翼的な偏向としてきびしく斥けた。

1950 年の「土地改革法」や、之に伴なう劉少奇の「報告」になると、この點は一層はっきりと明文化される。たとえば「土地改革法」は、土地改革の執行機關として、郷村の農民大會や農民代表會の合法性を認める反面、縣以上の各級人民政府に「土地改革委員會」を作らせ、土地改革に對する指導を強化する責任を負わせる。又横暴な地主や土地改革法令に對する反抗者には、人民法廷による審判と處刑とを認める反面、その他の場合における亂捕・亂打・亂殺・肉刑をきびしく禁止するのである（第 29 條、32 條）。又劉少奇の「土地改革問題報告」も、「土地改革は上からの指導の下に、計畫化された秩序的な方法で、中央人民政府の法令を完全に遵守し」て行わなくてはならず；中南部中國への土地改革の推廣に際しては、中央

政府があらかじめ計畫した順序に基づいて、整然と實行すべきで、計畫（この場合には「土地改革および公糧徵收に關する指示」1950, III. I）によつて、土地の再分配を行なわないことになっている地方では、假に農民にその要求があつても、これを延期するように說得せよ、又計畫によつて土地分配を實施することになっている地方でも、土地改革の進行中に、「混亂」が生じたならば、實行を中止せよと言つてゐるのである。

同じ劉少奇報告によると、1950年春までに土地の再分配を終つたのは、東北と華北の大部分だけで、華北の一部、華東・中南その他の區域は、1951年から1952年の冬に亘つて、新しい「土地改革法」の下で、土地改革を行うことになつてゐた。そのような土地法上の變化は、現實に土地分配後の土地所有の形にも、はっきり差異を示してゐるようであるし、（例えば再分配後の土地分配の平等性は、北方の方が南方より高い）、又誤って地主に區分された、中農や富農の被害を、村が賠償したような事例も散見するから、新政權による土地改革法の改正が、土地改革の實行方式に反映されたことは、先ず疑がないと見てよからう。

#### IV

所で中國の土地改革の目標が1948—49年頃から、生産力の增强を中心とするものに切りかえられ、同時に之に對する計畫・統制が強化されて、暴動的な事態をゆるさなくなつたのは、何よりも中國共產黨が國內戰爭に勝利をかちえて、從來の野黨的地位から、新政權の指導的中核にまで生長したからである。勿論農村における地主の支配を打倒し、貧農や雇農を立ち上らせると言ふ、基本的な路線に變化があつたわけではない。しかし國內のほぼ完全な統一によって、貧農や雇農に對する依存度は、過去のような壓倒的なものでなくなり、改めてもっと廣い基礎の上に、生産力の發展と農民生活の迂回的な向上とを考えなくてはならぬ段階に來たのだと見ることが出來よう。しかしそれにしても地主や富農、特に富農の扱いが、大幅に緩和されたのは何によるのか。この點については劉少奇が、中國の農村が全體として社會主義

化され、集團農場で機械耕作が行われる様になれば、富農の必要もなくなるが、それまでの新民主主義段階では、富農は保存されなくてはならぬ、といひ（1950年6月、「報告」），毛澤東も土地改革の目標は、農業生産の發展にあるのだから、土地についての機械的な平等主義を固執することは、「誤りであり、おくれており、反動的である」と言つてゐる（1948年4月前掲「晉綏會議講話」）のが想起せられる。衆知のように1949年の政治協商會議の共同綱領は、新民主主義經濟の構成因子として、社會主義的・半社會主義的な、「國營經濟」や「合作社經濟」と共に、農民および手工業者の「個體經濟」と公・私の「資本主義經濟」とを擧げてゐるが、農業が家を單位とする個別的私經營として營まれる限り、農業生産力を發展させるためには、或る程度平等化の要求を緩めても、個別的な生産意欲を喚起しなければならないと言うのが、1950年の夏に、朝鮮戰爭が勃發する以前の、毛澤東や劉少奇の見解だったのではないかと思う。

しかし事態はこの線に沿つて推移することを許されなかつた。1949年には華北・華東地區の黃河・長江・淮河に、冠水面積1億畝（600萬町歩）に上る1931年以来の大水害があり、1950年にも水旱害がつづいた。江北の穀倉地帶の1949年の收穫は平年の60%であった。同じ年の6月には、朝鮮で戰爭が勃發して、やがて秋には中國からも義勇軍が北鮮側に參戰した。それ等はいずれも財政の基礎を、公糧（實物稅）徵收の上におき、實物單位の安定價值計算の上に、諸計畫の基礎をおいていた新政權に取つて、農產物、特に食糧生産の回復と發展とを、焦眉の急務にした。同時に1949年の春から夏にかけての、國民政府の海港封鎖、次いで朝鮮戰爭參戰に對してアメリカが行った貿易遮斷は、上海の國營紡績に原棉不足による休業と失業者の發生とを已むなくした。1950年夏以來、工業における增產・節約の運動とならんで、農業特に棉花と食糧の生産に、「愛國增產運動」が提倡され、それ等の作物の作付および反當收量の増加が強く要請された。かくて合作社の推廣と互助組の共同勞働とを通じて、組織化された農民は開墾・施肥・灌漑・密植・深耕・細作・捕蟲等の

増産施策を行ない、同時に土地改良・農具・肥料・農業薬品等購入のための金融をうけた。1949年の12月に毛澤東が、「1950年軍隊生産建設工作參加に関する指示」を發して、内戦を終えた人民解放軍の駐屯地定着と、民工隊と協同しての水利・土木・運輸建設を命じてから、大規模な鐵道の復舊やダム・溝渠の建設工作が進められたが、何よりもそのような増産への呼びかけは、直ちに、そして熱烈に、農民によってこたえられたことによってめざましい結果を生んだ。

特に作付面積の地域別割當や、有利な棉・糧化價の保證にたすけられて、棉花が作付と反收との

1949—1952 の農業生産（戦前 100 指數）

	1936	1949	1950	1951	1952（計畫）
食 糧	100.0	74.6	87.2	95.4	104.4
棉 花	100.0	52.0	81.6	131.0	156.0

（中央人民政府農業部李書城の報告、大公報、1951. XI, 2 による）

兩方について、著しい増大を示すのであるが、食糧も 1951 年までに、殆んど戦前の水準を回復した。個々の地方や村における反當收量の 30 %, 50 %, 時には 80 % というような大幅な上昇の報告は無数にあるが、ここでは李書城の報告に見える農業部の全國の數字だけを上表に擧げて置く。

所でそのような農業生産の發展は、必らずしも農業の機械化や、大規模化によるものではない。耕畜や車輛や一部の新式農具導入を別にすれば、やはり協同勞働や共同購販の組織である、互助組や合作社に支えられて、農民の勤労意欲が上り、勞働が強化せられ、農法が精密化したことに基づく場合が多いようである。新聞や季刊に散見する無数の報告を讀んでも、1951 年に華北で棉花を播種した面積の中、3000 萬畝(180 萬町歩)は人が水をくみ入れて點播したものである(陳雲の報告)とか、平順縣の農民郭玉恩は、一畝に前年の 9 個工(9 人日)に比し、18.5 個工の勞力を投下した(「人民週報」42, '51 / XI / 4)とか、増産が勞働投下量の増大によってかちえられていることを思わせる記事は極めて多い。土地を再分配しても農業人口と土地との相對關係は變らず、從って現實に分配せられた土地は全國平均 1 人當り 2 畝強に過ぎぬこ

とは、J. Buch が “Facts about Chinese land” で指摘するように事實であり、反當收量の増大は元より單位勞働時間當りの收量の増大を伴わないであろうが、しかもなほそこには國全體としても、農家單位としても、現實に大きな農業生産物の增收があり、それは又次に述べるようなルートを通じて、たしかに新中國の工業化への發足を可能にしている。そしてかくのごとき規模と深度にまで、農民を起動し團結し統制する力を新政權に與えたものが、何よりも「土地改革」の政治經濟的効果であることは、やはり何人もみとめざるを得まい。

## V

中國のような農業國で急速な工業化を、自律的に、しかも急速なテムポで、實行しようとすれば、新投資の源泉は、これを農業餘剩に求めざるを得ず、そのような農業餘剩の資本化の主要な一つのルートは、國家財政を經由するものになることも當然だと言えよう。中華人民共和國の財政に關する數字は、發表されたものが極めて少ないが、僅かに次の如きものが見當る。(I 表、II 表)

收入豫算中農業稅、支出豫算中國家投資の占める比重は、1950 年につき、(その後の數字は部分的

I 1950 年中華人民共和國豫算項目別比重構成

收 入 (%)	支 出 (%)
農 業 稅	37.2
其 他 稅	40.1
國營企業收入	17.1
國營倉庫收入	2.4
其 他	0.2
軍 事 費	38.8
行 政 費	21.4
國營企業投資	23.9
文化教育費	4.1
其 他	11.8

(1949 年 12 月薄一波發表を 1950 年 2 月全國財政會議が修正したものによる。)

II 中華人民共和國財政項目別推移  
1950—1953 (1953 年は豫算他は實積)

A 稅收入 (農業稅をふくむ)		
	金額(兆元)	指 數
1950	48	100
1951	81	165
1952	96	196
1953	114	234

B 國營企業收入		
	金額(兆元)	指數
1950	8	100
1951	30	351
1952	46	538
1953	69	804

  

C 國家投資		
	金額(兆元)	指數
1950	17	100
1951	35	202
1952	73	421
1953	103	596

深川謙次「中國五ヵ年計画の發足」1953 中研, 11-14 p よる。

にしか發表せられない,) それぞれ 37.2 %, 23.9 %で, かなり大きく, その後も絶対額は, 逐年増加している。

所で中國の農民負擔は, 最近急に輕減せられて, 農村の購買力や消費財需要が大幅に上昇していると言われる。例えば東北の農民は 1947 年には 80 萬疋しか綿布を消費しなかったのに, 1950 年には 1.300 萬疋に達した,(人民週報 10) と言う如きである。土地改革による小作料負擔の消失を考えに入れれば, これは元より當然であろう。中國農業全體としても, 廖魯言の報告によれば(1951 年 10 月建國記念講演), 全國で土地改革により再分配された面積は, 當時までに 12 億畝(420 萬町歩, 受益者 3 億人, 農民 1 人當 2.3 畝)に上り, これから徵收せらるべき小作料は, 穀物換算 3000 萬トンに達すると傳えられる。1950 年に中國の全耕地から農業税として徵收された穀物は, 約 1000 萬トンであるから, これに地方附加を 20 %加えても, 全農民の直接税負擔は 1200 萬トンにすぎず, この内的一部が, 新自作農に新たに課せられたにしても全體としては差引 1500 萬トン以上の農産物が, 餘分に農民の手に残ることになる。農民の生活が向上したのは當然だと言わなくてはならない。

しかし同時に農民の負擔が戰前に比べて軽くなつたと言うことは, 何よりも中間收取者としての地主の排除によるのであるから, 勿論政府の農業税收入が, 戰前より少くなつたことを意味しない。それどころか新政權の農業税收入は, 清末以後の

どの政府もかつて徵收したことがないほど, 巨大なものになっていると思う。戰前の國民政府の場合には, 第一「田賦」は, 省稅に組入れられて, 農民からの直接税は, 中央政府へは徵收し得なかった。北京政府や清朝でも年末には, 農民の擔稅力や納稅意欲の低下により, 或は官吏中飽の激化によつて, 田賦の實徵率ははなはだ低かったのである。

新政權は現在なお農業税についての統一的稅法をもたず, 東北・華北・中南部中國で, それぞれ異なつた計算方式を取つてゐるが, いずれにせよ農業税算出の基礎は農民の所有面積と, 平年基準收穫量と稅率とである。そして特にこの所有面積と基準收穫量について, 中央政府の財政部が, 末端の村々の實情をつかんだと言ふこと, これは過去の中國の政府がかつてなし得なかつたことをなし得たものとして, 特筆されなくてはならない。1935—36 年に國民政府が厖大な人員を配置して「土地陳報」の制度を作り, 正確な土地臺帳を作るための工作を, 江蘇・浙江・河北ではじめた時, 中日戰前に集計が間に合つた江蘇省では現實の耕地面積と, 従來の臺帳面積との間には, 36 %の差(黒地)のあることが明にせられた。又戰前までの中國の田賦の計算基準は, 清代以來の「額征數」を繼承して, これに錯雜混亂した方法で附加稅を加徵したものであつて, 當然に田賦稅率(科則)は, 極度に複雜な分り難いものになり, 職業的な收稅人や包稅者(租稅請負人)の介在を不可避ならしめた。新政權が平均 20 %内外の, 稅率を明示し, 附加稅を新解放區で正稅の 20 %, 老解放區で 15 %にきびしく制限し, 現地における農民集會の「民主評定」や「自報衆議」を通じて, 正確な徵稅基準を把み得たことは, やはり土地改革を通じて形成された農民の組織と, 之に對する新政權の影響力の浸透の結果だと言わなくてはならない。

さて農業税以外の財政收入についてはどうであろうか。上表(I)によると農業税以外の稅は, 農業税よりも大きな比重 40 %を占めている。その内容の主要なものを擧げれば, 先ず關稅と鹽稅と商工業者に對する營業稅その他の都市稅である。關稅や鹽稅のような間接稅の場合には直に, その他の直接稅の場合でも, 都市の工商業者の拂う分

は、やはり何等かの形で、人口の大部分を占める農民に次第に轉嫁せられると見るべきであろう。又他の主要な收入項目である國營企業の収益についても、その最も主要な部門の一つが、國內商業を扱う國營商業機關あり、又國營工業のはなはだ重要な部門が、紡績業や織布業であることを考えると、ここでも農民の寄與がはなはだ大きいことは疑えない。新政権は成立以來、「城鄉交流」・「内外交流」の政策を立てて、國內的および國際的な流通の回復を圖りつつあったが、特に朝鮮戰爭以後、一方で合作社の普及を圖り、他方では合作社や國營商業と農民との間に農産物の豫約買付制度を開き、他方國營工業の生産物を、合作社には市價よりも安く供給して、次第に國內・國外の流通を完全に掌握しようとしている。農産物と工業製品との間の相對價格の關係は、かくて次第に計畫化され、統制される傾向に向いつつあるが、戰後現

### III 紡織品と糧食品との比價

(1926 基準、棉織品價格指數 ÷ 食糧品價格指數、基礎上海小賣物價)

1935	98.6
1936	97.4
1937	89.1
1938	101.2
1939	106.7
1940	100.2
1941	86.7
1942	96.9
1943	119.5
1944	125.7
1945	116.0

孫慶仁「從來布價格差距說到剪刀差」(新華月報, 3 の 1)

### IV 日米・綿布比價(上海)

1949	8	100.0
	9	137.1
	10	189.0
	11	191.5
	12	172.8
1950	1	130.1
	2	157.9
	3	166.3
	4	163.7
	5	169.6
	6	163.8
	7	163.8
	8	163.2
	9	166.8

在までの所、外國貿易の制限や國內工業の能率の低下に影響されて、農産物は工業製品に對し、戰前に比べると著しく不利な條件で交換せられており、しかもそのシェザアが 1950 年までは擴大しつつあった。土地改革によって地主の支配と小作料の負擔から解放された農民が、新政権の財政を全體として支える柱になっており、別な面から見れば土地改革が、たしかに新中國の工業化への路を開いたことは、上のような實に粗雑な觀察によっても疑うことが出來ない。1953 年から中國は、「大規模建設」(五ヵ年計畫) の第 1 年に入り、地域的には東北や西北、產業種別的には重工業や軍需工業に重點を指向した基礎建設の過程に入るが、その間において中國の農民が果すであろう大きな役割を思う時、土地改革が中國革命全體に占める意義の重要さを、改めて感ぜざるを得ない。